

- ②「行政指導」たる勧告に従わなかった場合について
 - ・法に基づく公表を行う際は、各都道府県等における従来の方法による公表に加え、情報公表システムを積極的に活用いただきたい。
- ③その他の「行政指導」（勧告に従った場合を含む）について
 - ・既に当該情報を公表している自治体もあることなどを踏まえ、公表する場合には当該システムも活用いただきたい。

V 地域包括支援センター、有料老人ホーム及び生活支援等に関する情報公表

地域包括ケアシステムを構築する観点から、高齢者が住み慣れた地域生活を継続するために有益である地域包括支援センター、有料老人ホーム及び配食や見守り等の生活支援等サービスに関する情報については、これらの情報を広く高齢者及びその家族等が知ることができるよう、介護サービス情報と同様に、既に全国に定着している「介護サービス情報の公表」制度を活用し、介護サービス情報と一体的に集約した上で、広く情報発信していくことが必要である。これらの情報について、効率的・効果的に情報の公表を行う観点から、介護サービス情報公表システムを活用できるよう、システム上でこれらの情報を公表するための機能を実装しているところである。

都道府県におかれては、管内市区町村の ID 管理を適切・確実に行うとともに、都道府県・市区町村の地域包括支援センター、生活支援等、有料老人ホームの担当部局と情報を共有しつつ、市区町村がこれらの情報を積極的に公表するよう促していただきたい。情報の公表の主体でもある指定都市におかれては、これらの事務の担当部局と情報を共有し、情報を公表するよう、努められたい。

1 地域包括支援センターに関する情報公表

(1) 地域包括支援センターに関する情報

地域包括支援センターに関する情報については、法第 115 条の 46 第 10 項及び省令第 140 条の 66 の 2 の規定により、市町村は、地域包括支援センターに関する情報を公表するよう努めなければならないこととしている。市町村は、地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報を

- ① 地域包括支援センターを設置するとき
- ② おおむね年 1 回、市町村が適当と認めるとき

に公表又は更新するよう努めることとし、情報に変更がない場合は更新を不要とする。

なお、市町村担当者による公表を基本とするが、具体的な入力等の作業については、地域包括支援センターでも行うことができることとする。

（２）地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表内容

法第 115 条の 46 第 10 項に基づいて公表する地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の内容は、省令第 140 条の 66 の 3 に規定しており、具体的には、次に掲げるとおり、地域包括支援センターを利用する際の基礎的な情報及び活動実績であり、地域の実情に応じて市町村が追加することができるものである。具体的内容は、別添 4 のとおりとする。

- ① 名称及び所在地
- ② 法第 115 条の 47 第 1 項の委託を受けた者である場合はその名称
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 担当する区域
- ⑤ 職員の職種及び員数
- ⑥ 事業の内容及び活動実績
- ⑦ その他市町村が必要と認める事項

２ 有料老人ホームに関する情報公表

（１）有料老人ホームに関する情報

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 11 項において、有料老人ホームの設置者は有料老人ホームに関する情報を都道府県知事等に報告すること、また、同第 12 項において、都道府県知事等は、報告された事項を公表しなければならないとされている。これまで、各都道府県等においてそれぞれの方法による有料老人ホームに関する情報の公表を行っていたところ、今般、全国の有料老人ホームの検索や詳細な情報の確認が容易となるよう、介護サービス情報公表システムに有料老人ホームに関する情報を掲載・検索できる機能を追加したところであり、管内市区町村とも連携して積極的に本システムを活用した情報の公表に努められたい。

（２）有料老人ホームの事業の内容及び運営に関する情報の公表内容

有料老人ホームの有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（老発 0401 号厚生労働省老健局長通知）の別紙様式「重要事項説明書」の内容を基本としており、別添 7 のとおりとする。具体的な取扱いについては、「介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について（令和 3 年 6 月 23 日 厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）」を参照されたい。